

運行管理者基礎講習受講料助成金交付要綱

平成20年4月21日 制 定

令和7年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、運行管理体制（点呼執行体制）の強化を図るため、従業員を対象に運行管理者基礎講習（貨物）を受講させた貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。又は会員以外で岩手県内の全ての営業所が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の行う安全性評価事業において「安全性優良事業所」と認定され、且つ岩手県内の全ての営業所が岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関の実施する巡回指導において直近の総合評価「A」の事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

(対象講習)

第3条 運行管理者指導講習（貨物）認定機関（以下「認定機関」という。）が実施する「運行管理者基礎講習（貨物）」とし、すべての課程を修了するものとする。

(助成額)

第4条 1名あたり5,000円とし、1事業者3名を上限とする。

(申請期間)

第5条 運行管理者基礎講習（貨物）を受講した当該年度の4月1日から翌年2月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、受講期間は申請期間内であり、且つ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第6条 事業者は、講習修了後に別紙様式「運行管理者基礎講習助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」、講習修了証の写し、領収書の写し（領収書が入手できない場合は、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）を添付し、岩ト協に申請する。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

(助成金の交付)

第7条 岩ト協は、事業者から前条の報告書の提出があった時には、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本要綱は平成20年度より適用する。
2. 平成29年3月17日一部改正
3. 令和2年4月1日一部改正
4. 令和3年4月1日一部改正
5. 令和6年4月1日一部改正
6. 令和7年4月1日一部改正

※「認定機関」

独立行政法人自動車事故対策機構 岩手支所

紫波中央自動車学校

北上自動車学校（令和元年5月14日追加）

遠野ドライビングスクール（令和元年7月1日追加）

陸前高田ドライビングスクール（令和元年7月1日追加）

平泉ドライビングスクール（令和5年9月22日追加）